# 建設業許可の承継の手引き

(令和7年3月版)





# 建設業許可の承継について

# 1 許可の承継について

建設業者が許可に係る建設業の全部を、以下のいずれかにより他の者に承継する等の場合、 あらかじめ所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業法 の規定による建設業者としての地位を承継することができます。

#### ※従来の手続きとの関係

「承継」については、従来の「廃業」と「新規申請」の手続き(以下「廃業+新規」という。)で対応することもできます。(ただし、廃業+新規の場合には、許可番号を引き継ぐことは、できません。また、廃業した日から新たに許可を受けるまでの間は、許可業者として営業することはできません。)

#### ○ 承継の種類

言	忍可の区分	内容
1	事業譲渡	建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合、譲渡人及び譲受 人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、認可を受けたときは譲 受人は、当該譲渡および譲受けの日に、譲渡人の建設業法上の建設業者 としての地位を承継することができます。
2	合併	建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合、合併消滅法人及び合併存続法人又は新設法人が、あらかじめ当該合併について、認可を受けたときは、合併存続法人又は新設法人は、当該合併の日に、合併消滅法人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。
3	分割	建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合、分割被承継法人及び分割承継法人が、あらかじめ当該分割について、認可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。
4	相続	建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が建設業者の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は認可を受けなければなりません。

#### 2 承継(認可)の要件

# ① 【事業承継等(相続以外)】事業承継等の効力発生日前までに認可を受けること 【相続】被相続人死亡後30日以内に申請を行い、その後、認可を受けること

※相続の認可申請は、被相続人の建設業許可有効期間内に行う必要があります(被相続人 死亡後30日以内であっても、許可の有効期間満了後に提出された認可申請書は無効と なります。)

#### ② 被承継者の建設業の全部を承継すること

被承継者(被相続人)が受けていた建設業許可の全部を、承継者(相続人)が承継する必要があります。許可業種の一部のみを承継することはできません。承継しない業種がある場合は、認可申請前に、承継しない業種を廃業する必要があります。

③ 被承継者と承継者が同一業種について異なる区分の許可を受けていないこと

被承継者(被相続人)と承継者(相続人)が同じ業種の許可を受けている場合は、区分 (一般・特定)が同一の場合に限り承継することができます。区分が異なる場合は、認可申 請前に、一般・特定どちらかの許可を廃業する必要があります。

# 承継できる例



# 承継できない例



#### ④ 承継後の全ての業種について、承継者(相続人)が許可の要件を満たしていること

承継者(相続人)は、承継後に有することになる全ての業種について、許可の要件を満た す必要があります。

# 3 承継(認可)の効果等

#### ① 地位の承継

事業承継について認可を受け、事業承継の効力が発生すると、建設業法(以下、この項目において「法」といいます。)の規定による建設業者としての地位を承継者(相続人)が承継します。

「建設業者の地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可(更新を含む。)を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継者(相続人)は被承継者(被相続人)と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継者(相続人)は被承継者(被相続人)の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。

ただし、法に規定される罰則については、違反行為を行った者に対して科されるものであるため、当該刑罰については承継されません。

## ② 許可番号

- ・建設業許可が建設業許可を有さない建設業者に承継される場合は、被承継者(被相続人) の許可番号が引き継がれます。
- ・建設業許可業者間で承継が行われる場合は、被承継者(被相続人)と承継者(相続人)の許可番号のどちらかを選択できます。

#### ③ 承継後の許可の有効期間

ア 事業承継等(事業譲渡・合併・分割)

事業承継等の効力発生日の翌日から5年

承継日当日も許可は有効となるため、認可通知書の記載の有効期間は5年と1日となります。

#### イ 相続

認可を受けた日の翌日から5年

認可日当日も許可は有効となるため、認可通知書の記載の有効期間は5年と1日となります。

# 4 承継(認可)の手続

手続きの流れ

認可申請書提出 審査 認可 許可の承継日 (事業承継等の 効力発生日) 承継後の書類 の提出・提示

#### 1 本県に認可申請ができる者

- ・福岡県で認可申請ができるのは、承継者(相続人)及び被承継者(被相続人)の全てが福岡県知事許可業者であるもの、または建設業を営む営業所が福岡県内にのみあるものである場合に限ります。
- ・承継者(相続人)または被承継者(被相続人)の内、いずれか1人でも、福岡県以外の許可を受けた建設業者である場合は、国土交通大臣の認可が必要となります。

この場合、承継者(相続人)の主たる営業所の所在する都道府県を所管する地方整備局へ 認可申請を行う必要があります。

・福岡県知事の許可業者で、国土交通大臣による認可を受けた場合は、その後速やかに福岡県知事への報告が必要です(※)

※大臣認可に係る届出書(様式第 22 号の 9 または様式第 22 号の 12) を提出してください。 ※国土交通大臣による認可については、承継者(相続人)の主たる営業所の所在する都道府 県を所管する地方整備局にお問い合わせください。

# ② 認可申請書の提出時期(受付)

ア 事業承継等(相続除く)

事業承継等の**効力発生日の2ヵ月前**までに本庁建築指導課に提出 (提出時期厳守)

イ 相続

被相続人死亡後30日以内に本庁建築指導課に提出 (提出時期厳守)

- ※<u>認可申請書の提出にあたっては、担当者と日程調整した上で、ご持参ください。</u> 遅くとも、提出を考えている日の前日までに日程調整してください。
- ※申請受付後から承継日までに、従前の許可が有効期限を迎える場合は、更新申請を行った上で、認可申請をお願いいたします。

#### ③ 提出部数

- ・主たる営業所在地が主要4県土管轄の場合は、正副各1部
- ・ 主たる営業所在地が一般県土管轄の場合は、正本1部、副本2部

### 4 手数料

認可申請については、手数料はかかりません

⑤ 認可通知書の交付

審査完了後、本庁建築指導課にて通知書を交付します

⑥ 承継後の書類提出・提示について

認可申請において、健康保険の加入を示す書類など承継日後にしか提出できない書類は、 承継日後に提出することが必要です。期日までに該当書類の提出がない場合は、承継の対象 となった許可自体が取り消されます。期限以内に<u>本庁建築指導課</u>に必ず提出してください。 提出書類及び提出期限は、7-2 (13ページ)を参照してください

#### 5 事業承継等の個別の留意事項について

#### ①-1 事業譲渡(主に法人成り)法人成りでの譲渡を検討している方はよく読んで下さい

・個人事業主が法人に成り代わる(法人成り)方法での譲渡の場合、譲渡先の法人が設立されていない状態では、認可申請の主体が不確定であり、通常は申請を行うこと自体が不可能であると考えますので、法人設立後の申請をお願いします。

(法人未設立の場合、許可有効期間の始期日である譲渡日に許可要件に係る法的構成が不確 実であり許可行政庁側が確認できないままの許可となりえるためです)

・個人事業主が法人成り後の法人の1人代表取締役となる場合、法人の口座開設・税務署への法人設立届出以外の法人側としての職務が全く発生しないという根拠は乏しく、現在の許可の建設業に係る職務(経管・専技等)があるため、2人以上(個人事業主以外が代取)の役員設置が適当と考えます。

なお、諸事情により個人事業主が法人成り後の1人代表取締役として申請する場合は、認可申請受理と同時に廃業届(法人設立日で廃業日記入)を本庁建築指導課に提出してください。これをもって、許可要件の不足により認可ができない場合の本県の備えとします。

なお、認可処分を行えた場合は認可通知交付時に廃業届は必ず返却します。

・建設業許可を受けた個人事業主として経営業務管理責任者及び営業所技術者の常勤性・専任性を保つため、法人を設立した後も、福岡県知事の認可が下りるまでは、従前のとおり個人事業主としての活動になります。

経営管理責任者及び営業所技術者が承継日の前に法人へ移籍した場合(保険加入を含む)、その時点で個人事業主は許可基準を満たさなくなるため、移籍(保険加入を含む)は 承継日付で行ってください。

しかしながら、保険加入に関しては、法人としても経営業務管理責任者・営業所技術者と しても承継日=認可日の確実な加入を促すためにも、<mark>認可申請受付後に承継日以前の加入</mark>

### も可とするため、審査担当と十分に打ち合わせをしてください(※)

※ 申請受付後から承継日までの間の日付で承継先における保険資格取得 例

令和7年5月1日 認可申請受付

令和7年7月1日 許可の承継日 (事業承継等の効力発生日)

→承継日における確実な加入(許可基準適合)を促すため、たとえば、令和7年6 月1日付の法人(承継先)の保険資格取得でも可とします

### ①-2 譲渡契約書

事業譲渡の認可を受けるためには、建設業の全部を譲渡する必要があります。そのため、 認可申請時の提出書類である譲渡契約書では、少なくとも次の事項について定める必要があ ります。

#### ア 事業譲渡の効力発生日

譲渡契約の締結日に直ちに事業譲渡の効力を発生させるのではなく、契約締結日以降に おいて事業譲渡の効力発生日を定めてください<u>(認可申請にあたっては、事業譲渡の効力</u> 発生日の2ヵ月前までに申請書類を提出してください(提出時期厳守))

#### 規定の例

(総則)

第〇条 甲は、令和〇年〇月〇日付けで、この契約書に定めるところにより、甲の事業の全て(以下「本件事業」という。)を乙に対して譲渡する。乙は、同日付けで、本件事業を甲から譲り受ける。

#### イ 譲渡の目的となる財産等

譲渡人の建設業の全部が譲渡の対象となっているか確認する必要があるため、譲渡の目的となる建設業の営業に係る資産・負債について、その明細等を作成するなどして規定してください。

#### 規定の例

(譲渡の目的となる財産等)

第○条 甲と乙は、譲渡の目的となる財産等について、次のとおり、確認する。

- 一 譲渡の目的となる財産(資産)は、別紙「財産目録」に列記されたとおりである。
- 二 引受けの目的となる債務(負債)は、別紙「債務目録」に列記されたとおりである。

※建設業の許可自体は、財産権ではありませんので、譲渡の対象とはなりません。

#### ウ 取引対価

譲渡契約書には取引対価の定めが必要となります。

#### 規定の例

(取得対価等)

第○条本件事業の譲渡及び譲受けに係る対価は、金○○円とする。

2 乙は、譲渡日限りで、前項の対価を、甲の指定する口座に振り込むことにより支払う。振り込みに係る手数料は、乙の負担とする。

なお、これらの事項は、事業譲渡の認可の審査の観点から必要と考えられる契約事項を 参考として例示しているものですので、譲渡契約書の作成に当たっては、法律等の専門家 にご相談ください

### 2 合併、分割

認可申請時点において、事業承継時点(合併、分割の効力発生日)における財務諸表の提出や、経営業務管理責任者及び営業所技術者の常勤性を確認するための資料提出が困難であることから、認可申請時に誓約書(様式第22号の6)を提出し、事業承継後に、本県が定める期日までに、許可の基準を満たしているかどうかの確認資料を提出すること(※) ※例

標準報酬決定通知書(承継日における保険加入状況(経営業務管理責任者・営業所技術者の常勤性)

登記事項証明書(合併、分割の効力確認)

財務諸表 (承継日の財産的基礎の確認)

#### 3 相続

- ・相続人が認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日までは、 被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。(建設業法第 17条の3第2項)
- ・相続による認可の場合、被相続人の死亡の時から適正な経管・専技がいることを立証できなければ許可要件を欠くことになるため認可はできません。
- ・申請者以外に相続人がいる場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者 が継続して営業することに対し、同意する旨を記載した書面に申請者以外の全ての相続人が 住所及び氏名を記載した同意書を提出すること
- ・申請者は、被相続人との続柄を証する戸籍謄本等を提出すること

#### 6 その他

当該認可制度における申請は、廃業届と同様に建設業許可事業者としての地位喪失だけでなく、売上げや利益等の事業者全体の地位承継と捉えることができますので、その影響が非常に大きいものとなります。

そのため、本県窓口審査では本人の意思に基づく、真に権限のある者からの申請であるか等を、審査窓口におけるヒアリングや運転免許証・行政書士証等の確認を通じて慎重に行うこととしています。

その結果、申請内容や代理権行使に疑義がある場合は受理ができないことになります。行政 書士法に基づく代理権行使の場合、必ず委任状の添付をお願いします。後日、当該申請に関し てトラブルが発生した場合(申請書虚偽記載、偽造添付書類、無権代理等)には、当該代理人 の責任でご対応いただくことに加え、申請人への取消処分等もあります。

※適法な代理人である行政書士からの受付・相談は事前予約の上で従来通り取扱います。 行政書士法違反による無権代理申請によるトラブル防止のための慎重な運用となります。

# 7-1 認可申請書類・確認資料一覧

		申請区分				
	申請書及び添付書類	譲渡及び譲受け	合併	分割	相続	備考
	譲渡及び譲受け認可申請書(様式第 22 号の5(1面, 2面))	0				
-1	合併認可申請書 (様式第 22 号の 7 (1 面、2 面))		0			
1	分割認可申請書 (様式第 22 号の 8 (1 面, 2 面))			0		
	相続認可申請書(様式第 22 号の 10 (1 面, 2 面))				0	
2	申請書別紙一(役員等の一覧表)	0	0	0		個人間での譲渡の場合、省略
0	申請書別紙二(営業所一覧表)	0	0	0	0	
3	営業所の写真提出用台紙	0	0	0	0	
4	申請書別紙三(専任技術者一覧表)	0	0	0	0	
	譲渡及び譲受けの契約書の写し	0				
	合併の方法及び条件が記載された書類		0			契約書のとおりである場合は、省 略可
	合併契約書の写し及び合併比率説明書		0			
	分割の方法及び条件が記載された書類			0		契約書のとおりである場合は、省 略可
5	分割契約書 (分割計画書) の写し及び分 割比率説明書			0		
	譲渡・譲受け、合併、分割に関する意思の決定を証する書類 ①株主総会議事録又は社員総会の決議書 ②無限責任社員又は総株主の同意書 ③譲渡若しくは譲受け、合併又は分割に関する意思の決定を証する書面	0	0	0		会社法により、株主総会の承認が 不要である場合は、事業承継に関 する意思の決定を証する書類を提 出すること
	相続人と被相続人との続柄を証する書 類				0	被相続人の戸籍全部事項証明書

			申請区分				
	Ħ	申請書及び添付書類	譲渡及び譲受け	合併	分割	相続	備考
5	相続人の	の同意書				0	申請者(承継先の相続人)以外 に相続人がいる場合、申請者が 継続して営業することに対し 同意する旨を記載した書面に、 すべての相続人が住所及び氏 名を記載、押印した同意書。 同意書原本の提出が必要。
6	誓約書	(様式第 22 号の 6 又は 11)	$\bigcirc$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	
7	工事経	歴書(様式第2号)	0	0	0	0	
8		年の各事業年度における工事 領(様式第3号)	0	0	0	0	
9	使用人数	数(様式第4号)	$\circ$	0	0	0	
	誓約書	(様式第6号)	0	0	0	0	
10		登記されていないことの証 明書 (法務局発行)	0	0	0	0	
		身分証明書※外国人:国籍 の記載された住民票	0	0	0	0	
		員等(経営業務の管理責任者 明書(様式第7号)	0	0	0	0	・様式第7号の2で申請する場 合、省略
	常勤役員紙)	員等の略歴書(様式第 7 号別	0	0	0	0	・常勤性確認資料を申請時に 提出できない場合は、誓約書を
		常勤性の確認資料	0	0	0	0	提出し、認可後届出する
		経営管理経験の確認資料	$\circ$	0	0	0	
		員等及び当該常勤役員等を直 左する者の証明書 (様式第 7	0	0	0	0	様式第7号で申請する場合、省 略 ・常勤性確認資料を申請時に
11	常勤役員 2 別紙 1	員等の略歴書(様式第 7 号の )	0	0	0	0	提出できない場合は、誓約書を 提出し、認可後届出する
		員等を直接に補佐する者の略 策式第7号の2別紙2)	0	0	0	0	
	常勤	役員等の常勤性の確認資料	0	0	0	0	
		役員に係る経営管理経験の  資料	0	0	0	0	
		役員を直接に補佐する者に 確認書類	0	0	0	0	

			申請区分				
	申請書及び添付書類		譲渡及び	合併	分割	相続	備考
12	健康保険等の加入状況(様式第一	7 号の 3)	0	0	0	0	申請時に提出できない場 合は、誓約書を提出し、 認可後届出する
		保険加入の確認資料	0	0	0	0	
	営業所技術者等証明書(様式第	3号)	0	0	0	0	
		常勤性の確認資料	0	0	0	0	申請時に提出できない場合は、誓約書を提出し、認可後届出する
13		実務経験証明書(様 式第9号)	0	0	0	0	
		卒業証明書	0	0	0	0	・該当するものを提出 ・監理技術者資格者証等
		実務経験の確認資料	0	0	0	0	の携帯義務のあるものは
		資格証等の提示+写 しの提出	0	0	0	0	写しのみで可(提示不要)
14	指導監督的実務経験証明書(様式第 10 号)		0	0	0	0	建設業法第 15 条第 2 号 ロ該当者がいない場合、
		指導監督的実務経験 の確認資料	0	0	0	0	省略
15	建設業法施行令第3条に規定する 第11号)	る使用人の一覧表 (様式	0	0	0	0	令第3条該当者なしは省 略
16	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 (様式第 12 号)		0	0	0		経営業務管理責任者は省 略
17	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月 日等に関する調書(様式第13号)		0	0	0	0	令第3条該当者なしは省 略
18	8 株主(出資者)調書(様式第14号)		○(法人)	0	0		・合併、分割により新設される法人は、承継後3
19	19 貸借対照表(様式第 15 号)		〇(法人)	0	0		0日以内に提出
20	20 損益計算書・完成工事原価報告書 (様式第 16 号)		○(法人)	0	0		・附属明細表は資本金 1 億円超又は負債の部 200 億円以上の株式会社のみ
21	21 株主資本等変動計算書(様式第 17 号)		○(法人)	0	0		提出
22	注記表 (様式第 17 号の 2)		○(法人)	0	0		
23	附属明細表		○(法人)	0	0		

		月	申請区分			
	申請書及び添付書類	譲渡及び	<i>△</i> /#	分	相	備考
		譲受け	合併	割	続	
24	貸借対照表(様式第 18 号)	〇(個人)			0	
25	損益計算書(様式第19号)	〇(個人)			0	
26	財産的基礎の確認資料	0	0	0	0	・自己資本 500 万円以上 (個人で決算未到来を 除く)又は直前 5 年間許 可を受けて継続営業 ・合併、分割により新設 される法人は、承継後 3 0 日以内に提出
27	定款	〇 (法人)	0	0		
28	商号登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部 証明書(支配人登記をした個人)	0	0	0		<ul><li>・合併、分割により新設</li><li>される法人は、承継後3</li><li>0日以内に提出</li></ul>
29	営業の沿革	0	0	0	0	
30	所属建設業団体	0	0	0	0	
31	主要取引金融機関名	0	0	0	0	
32	法人・個人事業税納税証明書	0			0	・未納のない証明書では不可 ・決算未到来の事業者の場合:県税事務所への法人等設立届(写) ※個人事業主の場合は、個人事業税に係る開業等報告(写) ・合併、分割により新設される法人は、承継後3 0日以内に提出

※各種確認資料の詳細は、「建設業許可申請等の手引き」の参考資料をご確認ください。

<sup>※「</sup>申請書及び添付書類」のうち、色塗り箇所は、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

# 7-2 認可後の届出事項(認可後に提出すべき書類等)

承継の認可を受け、承継の事実が発生した後、建設業の地位を承継した者は、以下の書類を提 出しなければなりません。

なお、誓約書(様式第22号の6及び第22号の11)で<u>誓約したとおりに提出を行わなかったときは、許可の取消しもあり得ることに留意してください。</u>例えば、健康保険等の加入状況についての届出を期限内に提出を行わなかったときには、許可の取消しとなり得ます。

			申請区分	<b>&gt;</b>			
	申請書及び添付書類	譲渡及び	合併	分割	相続	提出期限	
1	健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	△1	△1	△1	△1	・承継の日から2週間以内	
1	健康保険等の加入状況の確認資料	$\triangle 1$	△1	$\triangle 1$	△1	海艦の日かり   2 週間以口	
2	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料	$\triangle 2$	$\triangle 2$	$\triangle 2$	$\triangle 2$	承継後速やかに (概ね、承継の日から2週間	
3	営業所技術者の常勤性確認資料	$\triangle 2$	$\triangle 2$	$\triangle 2$	$\triangle 2$	以内)	
4	財務諸表		△3	$\triangle 3$		承継後速やかに (押か・承継の日から 2.0.日	
5	財産的基礎		$\triangle 3$	∆3		(概ね、承継の日から30日 以内)	
6	商業登記全部事項証明書(法人)		$\triangle 4$	$\triangle 4$		承継の目から30日以内	
7	県税事務所への法人等設立届 (写)		△4	$\triangle 4$		承継後速やかに (概ね、承継の日から30日 以内)	

△1:申請時に提出できなかった場合のみ提出

△2:申請時に提出できなかった場合のみ提出

△3:合併、分割による新設法人で申請時に提出できなかった場合

△4:合併、分割による新設法人で申請時に提出できなかった場合

※承継人が許可の基準を満たしているかどうか確認するため、<u>上記以外にも確認資料の提出を求</u>める場合があります。\_

# 8 記載例

様式第二十二号の五 (第十三条の二関係)
護 渡 及 び 譲 受 け 認 可 申 請 書 (第1面)
この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。
会和 3 年 7 月 1 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡建設
申請者     譲渡人     代表者     個     一     郎       地方整備局長     福岡市博多区東公園 7番8号
福岡県 知事 殿     譲受人 代表版籍役 福 岡 一 郎
行政庁側記入欄 大臣コード
許 可 番 号 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
認可申請年月日 0 2 令和 4 月 月 日
譲渡及び譲受け 年 月 日 0 3 令和 0 3 年 1 0 月 0 1 日
譲渡及び譲受け の 理 由 法人成りにより、個人事業を法人に譲渡するため
譲渡及び譲受け 0 5 9,000,000円
譲渡及び譲受けの     0     5       9,000,000円       大田コード       知事
引き続き使用する 0 6 4 0 国主交通大臣 計可 番 号 0 6 1 2 3 号
<
建 設 業 [
て許可を受けて 08 0000000000000000000000000000000000
商 号 又 は 名 称
商号又は名称 10 (株) 福 岡 康 設 10 20
代表者又は個人 1 1 1 フ ク オ カ イ チ ロ ウ
代表者又は
iii 人 の K 名 iii
所在地市区町村 1 1 2 1 2 1 1 2 1 2 1 1 2 1 2 1 1 2 1
議機及の職交が後 の主たる営業所の
郵 便 番 号
ファックス番号
法人又は個人の別 16 1 (1. 法人) 4 5 10 10 10 (千円) 13 15 15 15 16 7 8 9 0 1 2 3 15 2 15 15 16 7 8 9 0 1 2 3 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15
兼 業 の 有 無 $1$ $1$ $7$ $2$ $($ $1$ $2$ $($ $1$ $2$ $4$ $2$ $4$ $4$ $4$ $4$ $4$ $4$ $4$ $4$ $4$ $4$
大臣
許可番号 18 国土交通大臣 許可(般-DD)第 0 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

(用紙A4)
(第2面)
<b>&lt;譲渡人に関する事項&gt;</b>
ig
商号又は名称 20 フ ク オ カ ケ ン セ ツ
商号又は名称 2 1 福 岡 <b>建 設</b> 30 35 40 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
代表者又は個人 22 フ ク オ カ イ チ ロ ウ
代表者又は 23 福 岡 一 郎
主たる営業所の 所在地市区町村     3     5       コード     2     4     0     1     3     2     都道府県名     福岡県     市区町村名     福岡市博多区
主たる営業所の 25 東 公 園 7 - 7 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回
郵 便 番 号   2   6   8   1   2   - 8   5   7   7   電 話 番 号   0   9   2   - 6   5   1   - 1   1   1   2
ファックス番号 092-651-2223
資本金額又は出資総額 法人番号
法人又は個人の別 27 2 (1. 法人) 4 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
兼 業 の 有 無 2 8 2 (1. 有) 建設業以外に行つている営業の種類 2. 無)
<del>  大臣</del> コード
許可番号     2940     10
役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。
連絡先
<u>所属等 総務課                                   </u>
ファックス番号 092-651-2222

様式第二十二号の七(第十三条の二関係)	(用紙A4) 0 0 1 1 1
合併 認 可 申 請 書	
(第1面) この申請書により、合併の認可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	
令和 3 年	7 月 1 日
福岡市博多区東公園 7番 7 号 (株) 福岡建設 申請者 代表取締役 福 岡 一 郎	
福岡市博多区東公園 7 番 8 号 (株) 福岡土木	
大表取締役 福 岡 二 郎 代表取締役 福 岡 二 郎 七 本 本 道 門 港 局長	
福岡県 知事 殿 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	$\overline{}$
知事	
合併年月日 03 令和 03 年 10 月 01 日	
合 併 04 競争力を強化するため	
の 理 由	
合 併 の 価 格 0 5 8,000,000円	
<del>大臣</del> 知事 3 3	
引き続き使用する 06 40 <del>国主交通大臣</del> 許 可 番 号 06 40 <del>国主交通大臣</del>	
<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項> 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 しゅ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1	一般)
合併後に営業しようとする建設業       0 7 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	<sub>寺定</sub> 」
認可申請時におい	一般 寺定
許可を受けている 建 設 業 3 5 10 15 20	
商号又は名称の	
商号又は名称 10 (株) 福岡健設 10 15 20	
代表者の氏名の 1 1 1 フ ク オ カ イ チ ロ ウ	
代表者[***] 1 2 [ [	<u> </u>
合併後の主たる営 :	
(元)	
営業所の所在地	
郵 便 番 号 1 5 8 1 2 - 8 5 7 7 電 話 番 号 0 9 2 - 6 5 1 - 1 1 1 1 1	
ファックス番号 092-651-2222 	
	25

(第2面) (用紙A4)
兼 業 の 有 無       1       7       2       (1. 有)       2. 無)  建設業以外に行っている営業の種類
<del>大臣</del> 知事 3 5 10 11 13 15
許 可 番 号 18 4 0 <del>国上交通大臣</del> 許可 ( <del>般</del> - 0 1 ) 第 0 0 0 1 2 3 号 令和 0 1 年 0 9 月 1 0 日
<b>&lt;合併消滅法人に関する事項&gt;</b> 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 銅 筋 舗 しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 〔1 一般〕
主 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1.一般)       認可申請時に合併 消滅法人が許可を 受けている建設業     1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
商号又は名称 20 フ ク オ カ ド ボ ク
商号又は名称 21 (株) 福岡土木 10 20
代表者の氏名の 2 2 2 フ ク オ カ ジ ロ ウ
の 氏 名
所在地市区町村     2     4     4     0     1     3     2     都道府県名     福岡県     市区町村名     福岡市博多区
主たる営業所の 所     2     5     東     公     図     7     -     8     -
郵 便 番 号 2 6 8 1 2 - 8 5 7 7 電 話 番 号 0 9 2 - 6 5 1 - 1 1 1 2
ファックス番号 092-651-2221
資本金額又は出資総額 法人番号
資本金額等 27
<ul><li>兼業の有無</li><li>28</li><li>2 (1.有)</li><li>2.無</li><li>2 (1.有)</li></ul>
<del>大臣</del> 知事 知事
許 可 番 号 29 40 <del>国上交通大臣</del> 許可 (般 - 01) 第 0 0 0 3 2 1 号 令和 0 1 年 0 1 月 1 0 日
役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。
連絡先
<u>所属等 総務課                                   </u>
ファックス番号 092-651-2222

様式第二十二号の八 (第十三条の二関係) (用紙A 4) 0 0 1 1 2 1
分割認可申請書
(第1面) この申請書により、分割の認可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。
令和 3 年 7 月 1 日 福岡市博多区東公園 7番 7 号
(株) 福岡土木       申請者     代表取締役 福 岡 一 郎       福岡市博多区東公園 7 番 8 号
(株) 福岡舗装       代表取締役 福 岡 二 郎
地方整備局長       北海道開発局長       福岡県     知事       B
行政庁側記入欄 大臣 コード 知事 許可年月日
許 可 番 号 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
認可申請年月日 0 2 令和 F F F F F F F F F F F F F F F F F F
分割年月日 03 令和 03 年 0 1 月 1 0 日
分割の理由は対しては、組織再編のため
分割の価格 05 9,000,000円
<del>大臣</del> 知事
引き続き使用する 0 6 4 0 <del>国主交通大臣</del> 許 可 番 号 0 6 4 0 知事 許可 (般 0 1 2 3 号
<分割承継法人に関する事項> 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 L ゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (、 en)
分割後に営業しよ 07 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
認可申請時におい 08 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
商号又は名称 09 フ ク オ カ ド ボ ク 10 15 20 0 フ リ ガ ナ
商号又は名称 10 (株) 福岡土木 10 15 20
代表者の氏名 1 1 7 ク オ カ イ チ ロ ウ
**
の 氏 名   1   2   1   2   1   3   5   5   5   5   5   5   5   5   5
分割後の主たる営 業所の所在地 [1 4 東 公 園 7 - 7   1   1   1   1   1   1   1   1   1
郵 便 番 号 1 5 8 1 2 - 8 5 7 7 電 話 番 号 0 9 2 - 6 5 1 - 1 1 1 1 1
ファックス番号 092-651-2222
資本金額又は出資総額     法人番号       資本金額等     16       10     00       10     00       10     12       3     4       5     7       8     9       1     1       1     2       3     4       5     6       7     8       9     0       1     2       1     2       3     4       5     6       7     8       9     0       1     2       1     2       3     4       5     6       7     8       9     0       1     2       1     2       2     3       4     5       6     7       8     9       9     0       1     2       2     3       4     5       6     7       8     9       9     0       1     2       1     2       2     3       4     5       6     7       8     9   <

(用紙A4)
(第2面)
兼 業 の 有 無 1 7 2 (1. 有) 建設業以外に行っている営業の種類
<del>大臣</del> 知事 コード
許 可 番 号 18 4 0 国主交通大臣 知事計可( <del>終</del> - 01)第000123号 令和01年09月10日
<分割被承継法人に関する事項> 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 銅 筋 舗 L ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 〔1. 一般〕
認可申請時に分割 1 9 1 1 1 1 2 2.特定 被承継法人が許可 2 けている 建 設 業
商号又は名称 20 フ タ オ カ ホ ソ ウ 10 15 20 20 21 23 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25
商号又は名称 2 1 ( 株 ) 福 岡 舗 装
代表者の氏名 2 2 7 ク オ カ ジ ロ ウ
代表者 2 3 塩 圏 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
所在地市区町村   2   4   4   0   1   3   2   都道府県名   福岡県   市区町村名   福岡市博多区   15   20
主たる営業所の所     2     5     東     公     図     7     -     8     1
郵 便 番 号 26812-8577 電 話 番 号 092-651-11112
ファックス番号 092-651-2221
<u></u> 資本金額又は出資総額 法人番号
資本金額等 27
兼 業 の 有 無 2 8 2 (1. 有) 建設業以外に行っている営業の種類 2. 無)
大臣 コード 新可年月日
許 可 番 号 29 40 <u>国上交通大臣</u> 許可(般-01)第000321号 令和01年01月10日
役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。
連絡先
所属等   総務課   氏名   福岡 二郎   電話番号 092-651-1111   ファックス番号 092-651-2222

様式第二十二号の十(第十三条の三関係) (用紙A4) 0 0 0 1 3 1 3 1
この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。 令和 3 年 7 月 1 日
地方整備局長                     福岡市博多区東公園7番7号
北海道開発局長     福岡土木       福岡県     知事 殿       申請者     相続人       代表者     福 岡 一 郎
行政庁側記入欄
許 可 番 号
被相続人の の3 今和 0 3 年 0 6 月 2 0 日
<mark>大臣</mark> 知事 コード
引き続き使用する 0 4 4 0 <u>国土交通大臣</u> 許可 (般 - 0 1) 第 0 0 0 1 2 3 号
<相続人に関する事項>   土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 く こ れ こ
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 釜 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 相 機 後に相続人が営業し
認可申請時におい 3 5 10 15 15 25 30 (1.一般) 15 (1.一是) 15 (1是) 1
商号又は名称 0 8 福 岡 土 木
氏 名 1 0 福 岡 一 郎
被相続人との続柄  1 1 1
相続後の主たる
相続後の主たる   1 3 東 公 図 7 - 7   10   15   20   25   25   25   25   25   25   2
23 25 30 30 35 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
郵 便 番 号 1 4 8 1 2 - 8 5 7 7 電 話 番 号 0 9 2 - 6 5 1 - 1 1 1 1 1
ファックス番号 092-651-2222
#設業以外に行つている営業の種類
兼業の有無     1     5     2     (1.有)       大臣コード     対事コード     許可年月日
知事

(用紙A4)					
<被相続人に関する事項>					
井 建 大 左 と 石 屋 電管 夕 鋼 筋 舗 しゅ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解       建 設 業					
商号又は名称 18 フ ク オ カ ド ボ ク					
商号又は名称 19 福 岡 土 木 1 1 15 15 20 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18					
氏 名 2 1 福 岡 二 郎 「					
主たる営業所の 所在地市区町村 2 2 2 4 0 1 3 2 都道府県名 福岡県 市区町村名 福岡市博多区					
主たる営業所の 2 3 東 公 園 7 一 7					
郵 便 番 号 24 812 - 8577 電 話 番 号 092-651-2222					
兼業の有無       2       1       1       4       2       1       4       2       2       2       2       4       2       4       2       4       2       4 </th					
<del>大臣</del> コード 知事コード 許 可 番 号 2 6 4 0 国土交通大臣 許可(般 - Q 1)第 0 0 0 1 2 3 号 令和 0 1 年 0 6 月 2 6 日					
役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。					
連絡先					
刀馬寺 総務課 八名 懶剛 上版 電前番方 092-031-1111 ファックス番号 092-651-2222					

# 様式第二十二号の六(第十三条の二関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 3 年 7 月 1 日

申請者 福岡県福岡市博多区東公園7-7

株式会社 福岡建設 代表取締役 福岡 一郎

 地方整備局長

 北海道開発局長

 福岡県
 知事

記載要領

「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。

知事」

# **様式二十二号の九**(第十三条の二関係)

#### 届 出

福岡県知事許可の建設業者が、国土交通大臣許可の業者又福岡県以外の 都道府県知事許可の業者と譲渡及び譲受け・合併・分割の認可申請を行 った場合に提出が必要です。

令和 3年 7月 1日

福岡県知事 殿

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

(株) 福岡建設

届出者 代表取締役 福岡 一郎

以下のとおり、国土交通大臣に



# の認可の申請を行いましたの

で届出をします。

記

#### 1. 届出者に関する事項

名称	(株)福岡建設	
許可番号	福岡県知事許可(般-1)第012345号	
許可を受けている	土、と、舗	日山老のオゴ中のとっちゃうお
建設業		届出者の許可内容について記載

- 2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項
- (1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称			
41/1/1			
許可番号		譲受人等の許可内容について記載	
		(届出者と同一の場合はその旨を記	
許可を受けている	届出者と同一		
	ABB C C C	載する。)	
建設業			

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	田中株式会社	
許可番号	国土交通大臣許可(特-29)第543210号	
許可を受けている 建設業	建、大、屋	譲受人等の許可内容について記載 (届出者と同一の場合はその旨を記

(3) その他

(届出者と同一の場合はその旨を記 載する。)

	認可の	申請先の地方整備局等	九州地方整備局	
	申請	申請を行った日	令和3年6月20日	
譲渡及び譲受け又は合併若しく		が譲受け又は合併若しく	令和3年10月20日	
は分割の予定日				

# 様式二十二号の十二(第十三条の三関係)

福岡県知事許可に係る相続認可申請を、国土交通大 臣許可に行った場合に提出が必要です。

届 出 書

令和 3年 7月 1日

福岡県知事 殿

福岡市博多区東公園7番7号福岡土木

届出者 福岡 二郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、 - 被相続人

に関する事項について、届出をします。

相続人 1. 届出をする <del>被相続人</del> に関する事項

名称	福岡土木
許可番号	福岡県知事許可(般-1)第 012345 号
許可を受けている	大、と
建設業	

# 2. 届出者に関する事項

名称		届出者の許可について記載(届出者が相続人であ
許可番号		り、相続人の事項について届出する場合は、その旨
許可を受けている	届出者と同一	を記載する。)
建設業		

#### 3. その他

認可の申	請申請先の地方整備局等	九州地方整備局
	申請を行った日	令和3年5月1日
被相続人の死亡日		令和3年4月20日

#### 記載要領

- 「相 続 人 1 については、不要なものを消すこと。 被相続人」
- 2 1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

# 認可(合併・分割)確認資料一覧・チェックリスト ※「申請書及び添付書類」のうち色塗り箇所は、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

	• • • •	27 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			77-7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -
	提出	申請書及び添付書類	合 併	分割	
		(各種確認資料の詳細は、「建設業許可申請等の手引き」の参考資料をご確認ください。)			
1		合併認可申請書(様式第22号の7(1面、2面))	0		
2		分割認可申請書(様式第22号の8(1面、2面)) 申請書別紙一(役員等の一覧表)		0	
		申請書別紙二(営業所一覧表)	0	0	
3		営業所の写真提出用台紙	0	0	
4		申請書別紙三(専任技術者一覧表)	0	0	
-		合併の方法及び条件が記載された書類	0		契約書のとおりである場合は省略可
		合併契約書の写し及び合併比率説明書	0		<del>大小1目 07 C43 7 C 67 3 / 物 口 14 日 m                                 </del>
		分割の方法及び条件が記載された書類		0	契約書のとおりである場合は省略可
		分割契約書(分割計画書)の写し及び分割比率説明書		0	ZANG E VICENCY CON COM E TO E PE 1
5		合併、分割に関する意思の決定を証する書類			会社法により、株主総会の承認が不要
	_	①株主総会議事録又は社員総会の決議書			である場合は、事業承継に関する意思
		②無限責任社員又は総株主の同意書	0	0	の決定を証する書類を提出すること
		③合併又は分割に関する意思の決定を証する書面			
6		誓約書(様式第22号の6又は11)	0	0	
7		工事経歴書(様式第2号)	0	0	
8		直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	0	0	
9		使用人数(様式第4号)	0	0	
		誓約書(様式第6号)	0	0	
10		登記されていないことの証明書(法務局発行)	0	0	
		身分証明書※外国人:国籍の記載された住民票	0	0	
		常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)	0	0	様式第7号の2で申請する場合、省略
		常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)	0	0	<ul><li>・常勤性確認資料を申請時に提出できない場合は、誓約書を提出し、認可後届</li></ul>
		常勤性の確認資料	0	0	<u>出する</u>
		経営管理経験の確認資料	0	0	
11		常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)	0	0	様式第7号で申請する場合、省略
11		常勤役員等の略歴書(様式第7号の2別紙1)	0	0	・常勤性確認資料を申請時に提出できない場合は、誓約書を提出し、認可後届
		常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙2)	0	0	出する
		常勤役員等の常勤性の確認資料	0	0	
		常勤役員に係る経営管理経験の確認資料	0	0	
		常勤役員を直接に補佐する者に係る確認資料	0	0	
12		健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	0	0	申請時に提出できない場合は、誓約書
		保険加入の確認資料	0	0	を提出し、認可後届出する
		営業所技術者等証明書(様式第8号)	0	0	
		常勤性の確認資料	0	0	申請時に提出できない場合は、誓約書
					を提出し、認可後届出する
13		実務経験証明書(様式第9号)	0	0	<ul><li>・該当するものを提出</li><li>・監理技術者資格者証等の携帯義務の</li></ul>
		卒業証明書	0	0	あるものは写しのみで可(提示不要)
		実務経験の確認資料	0	0	
		資格証等の提示+写しの提出	0	0	
14		指導監督的実務経験証明書(様式第10号)	0	0	建設業法第15条第2号ロ該当者がいない場合、省略
1.5		指導監督的実務経験の確認資料	0	0	
15		建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	0	0	令第3条該当者なしは省略 タヴザアグロスとはかい
16		許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式	0	0	経営業務管理責任者は省略
17		建設系法施付予第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査(嫁代 第13号)	0	0	令第3条該当者なしは省略
18		株主(出資者)調書(様式第14号)	0	0	・合併、分割により新設される法人は、承
19		貸借対照表(様式第15号)	0	0	継後30日以内に提出
20		損益計算書·完成工事原価報告書(様式第16号)	0	0	・付属明細表は資本金1億円超又は負債の部200億円以上の株式会社のみ提
21		株主資本等変動計算書(様式第17号)	0	0	出
22		注記表(様式第17号の2)	0	0	
23		附属明細書	0	0	
					・自己資本500万円以上(個人で決算未 到来を除く)又は直前5年間許可を受け
24		財産的基礎の確認資料	0	0	て継続営業
					・合併、分割により新設される法人は、承継後30日以内に提出
25		定款	0	0	<u>極後30日以下刊に促出</u>
25					・合併、分割により新設される法人は、承
26		商号登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	0	0	*音併、分割により析成される伝入は、承継後30日以内に提出
27		営業の沿革	0	0	
28		所属建設業団体	0	0	
29		主要取引金融機関名	0	0	
30		法人•個人事業税納税証明書			・未納のない証明書では不可 ・決算未到来の事業者の場合: 県税事 務所への法人等設立届(写) ※個人事業主の場合は、個人事業税に 係る開業等報告(写) ・合併、分割により新設される法人は、承
1					継後30日以内に提出

# 認可(譲渡及び譲受け・相続)確認資料一覧・チェックリスト ※「申請書及び添付書類」のうち色塗り箇所は、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

		申請書及び添付資料	譲渡	ler 11	
		中語音及い称的貝科 (各種確認資料の詳細は、「建設業許可申請等の手引き」の参考資料をご確認ください。)	及 び 譲受け	相続	
1		譲渡及び譲受け認可申請書(様式第22号の5(1面、2面))	〇		
1		相続認可申請書(様式第22号の10(1面、2面))		0	
2		申請書別紙一(役員等の一覧表)	0		個人間での譲渡の場合、省略
3		申請書別紙二(営業所一覧表)	0	0	
		営業所の写真提出用台紙	0	0	
4		申請書別紙三(専任技術者一覧表) 譲渡及び譲受けの契約書の写し	0	0	
		譲渡・譲受けに関する意思の決定を証する書類	0		会社法により、株主総会の承認が不要で
	]	①株主総会議事録又は社員総会の決議書			ある場合は、事業承継に関する意思の
		②無限責任社員又は総株主の同意書	0		決定を証する書類を提出すること
		③譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書面			
5		相続人と被相続人との続柄を証する書類		0	被相続人の戸籍全部事項証明書
					申請者(承継先の相続人)以外に相続人 がいる場合、申請者が相続して営業する
		相続人の同意書		0	ことに対し同意する旨を記載した書面
		性税人のPil总音			に、 <u>すべての相続人</u> が住所及び氏名を 記載、押印した同意書。
					同意書原本の提出が必要。
6		誓約書(様式第22号の6又は11)	0	0	
7		工事経歴書(様式第2号)	0	0	
8		直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	0	0	
9		使用人数(様式第4号)	0	0	
10		誓約書(様式第6号) 登記されていないことの証明書(法務局発行)	0	0	
10		登記されていないことの証明書(法務同発行) 身分証明書※外国人:国籍の記載された住民票	0	0	
		常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)	0	0	様式第7号の2で申請する場合、省略
		常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)	0	0	・常勤性確認資料を申請時に提出できない場合は、抵約書か場出し、翌月後日
		常勤性の確認資料	0	0	<u>い場合は、誓約書を提出し、認可後届出</u> する
		経営管理経験の確認資料	0	0	
11		常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)	0		様式第7号で申請する場合、省略 ・常勤性確認資料を申請時に提出できな
		常勤役員等の略歴書(様式第7号の2別紙1)	0	0	い場合は、誓約書を提出し、認可後届出
		常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙2) 常勤役員等の常勤性の確認資料	0	0	<u>する</u>
		常勤役員に係る経営管理経験の確認資料	0	0	
		常勤役員を直接に補佐する者に係る確認資料	0	0	
12		健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	0	0	申請時に提出できない場合は、誓約書
12		保険加入の確認資料	0	0	を提出し、認可後届出する
		営業所技術者等証明書(様式第8号)	0	0	
		常勤性の確認資料	0	0	申請時に提出できない場合は、誓約書 を提出し、認可後届出する
13		実務経験証明書(様式第9号)	0	0	・該当するものを提出
10		交換在終血的音(深入另3万) 卒業証明書	0	0	・監理技術者資格者証等の携帯義務の
		実務経験の確認資料	0	0	あるものは写しのみで可(提示不要)
		資格証等の提示+写しの提出	0	0	
14		指導監督的実務経験証明書(様式第10号)	0	0	建設業法第15条第2号ロ該当者がいな
		指導監督的実務経験の確認資料	0	0	い場合、省略
15 16		建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	0	0	令第3条該当者なしは省略 経営業務管理責任者は省略
		建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式	_		
17		第13号)	0	0	令第3条該当者なしは省略
18		株主(出資者)調書(様式第14号)	○(法人)		・付属明細表は資本金1億円超又は負債の部200億円以上の株式会社のみ提
19		貸借対照表(様式第15号)	〇(法人)		慣の部200億円以上の休式会社のみ提出
20		損益計算書·完成工事原価報告書(様式第16号) 株主資本等変動計算書(様式第17号)	○(法人) ○(法人)		
21		株土貨本等変期計算者(株式第17号) 注記表(様式第17号の2)	○(法人)		
23		附属明細書	〇(法人)		
24		貸借対照表(様式第18号)	○(個人)	0	
25		損益計算書(様式第19号)	○(個人)	0	
26		財産的基礎の確認資料	0	0	・自己資本500万円以上(個人で決算未 到来を除く)又は直前5年間許可を受け て継続営業
27		定款	○(法人)		
28		商号登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	0		
29		営業の沿革	0	0	
30		所属建設業団体	0	0	
31		主要取引金融機関名	0	0	・未納のない証明書では不可
32		法人·個人事業税納税証明書	0	0	・決算未到来の事業者の場合: 県税事務所への法人等設立届(写) ※個人事業主の場合は、個人事業税に係る開業等報告(写)